

## 山形県高等学校体育連盟事務局規程

第1条 本連盟規約第31条に基づき、事務局に関する規程を次のとおり定める。

第2条 事務局長は局務を掌理する。事務局員並びに書記は事務局長の命を受け、所管の事務を処理する。

第3条 書記の給与については、評議員会が別に定める。

第4条 文章の取り扱いは、山形県教育委員会文書管理規程に準ずる。

第5条 公印の管理は事務局長が行う。

第6条 会長は事務局長を出納責任者に任命し、理事長の指示に基づき、出納の遂行・通帳並びに関係簿冊の整理保管に関する事項の責任にあたらせる。

第7条 本会の金銭は、全て会長名義の預金口座を設けて保管する。金融関係に使用する印鑑は全て本連盟所定の印鑑を使用する。

第8条 職員の旅費については、山形県職員に準ずる。

附 則

昭和55年2月22日改正施行